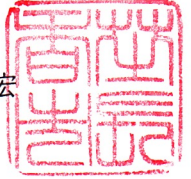


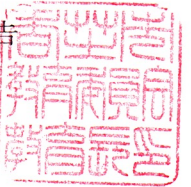
香社福第 125 号
香教図第 12 号
令和 4 年 6 月 8 日

香芝市議会議長 川田 裕 様

香 芝 市 長 福岡 憲宏



香芝市教育長 小西 友吉



回答書

令和 4 年 5 月 2 日および 18 日付で提出された香芝市議会基本条例第 16 条第 1 項の規定による文書質問について、次のとおり回答いたします。

(1) 法律の基本理念には、視覚障害者等の読書環境の整備の推進を行われなければならないとされる。その取組について質問する。

①視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、法律制定後において電子書籍等の普及はどの程度推進しているか。

視覚障がい者等への視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍の普及状況は把握できておりません。かしば電子図書館は令和 2 年 10 月 30 日に視覚障がい者等を含む全市民を対象にサービス開始いたしました。利用状況は次のとおりです。(対象期間: 令和 2 年 10 月 30 日から令和 4 年 4 月 30 日)

・登録者数(令和 4 年 5 月 10 日現在)	9,420 人(一般 1,133 人 学校 8,287 人)
・蔵書タイトル数	3,873 タイトル
・ログイン数	54,585 回
・貸出回数	34,379 回
・閲覧回数	53,204 回

(市民図書館)

②視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の量的拡充及び質の向上は、法律制定後においてどの程度増加したか。

1. 電子書籍以外

令和元年度から令和 3 年度末までに、283 点増加しました。内訳は、主に大活字図書です。また近年は、LLブック(やさしくわかりやすく書かれている図書)も積極的に購入しており、現在 22 冊所蔵しています。(市民図書館)

2. 電子書籍

令和 2 年 10 月の導入時が 454 点、令和 4 年 3 月末時点では 3,873 点で、3,419 点増加しています。3,873 点のうち、読み上げ対応や音声等のコンテンツは、1,611

点です。

(市民図書館)

- ③視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮とか、香芝市においてどのようなものがあるか。

当該法律に則した特段の配慮はございません。ただし、録音ボランティアにご協力いただき、市内17名の視覚障がいのあるかたに対して、広報かしばの音訳、CD作成・発送をしていただいています。また、情報・意思疎通支援用具として、基本的に視覚に係る障がい程度が1級又は2級のかたへの端末機器(点字ディスプレイ・点字器・点字タイプライター・ポータブルレコーダー・活字文書読上げ装置)の購入、または、視覚に障害がある者で読書器により文字等を読むことが可能になるかたへの拡大読書器の購入にかかる費用の一部を給付する事業を行っています。その他、合理的配慮の提供に関する事業費の補助金も実施いたします。

(社会福祉課)

視覚に障がいをお持ちのかたには、対面朗読や点字図書・録音図書の郵送サービスを、身体に障がいをお持ちのかたや要介護のかたには、心身障害者ゆうメールを活用した郵送サービスを行っております。

(市民図書館)

- (2) 法律第5条には、地方公共団体の責務が規定される。その責務の取組について質問する。

- ①国との連携は、具体的にどのようなものがあるか。

特段の連携はございません。ただし、今後は国において総合調整された施策等の情報を共有し、国・県・市町村が協働するようなことや、視覚障がい者等から市に寄せられるニーズや要望を県・国に上げるようなことが考えられます。

(社会福祉課)

- ②地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定とされるが、香芝市ではどのような計画が策定されているか。

上記施策策定に関する計画はございません。ただし、平成31年3月策定の第2期香芝市障がい者計画の中で、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に取り組むこととしております。

(社会福祉課)

- ③その策定された計画の進捗状況を示されたい。

上記説明のとおり、第2期香芝市障がい者計画の中での進捗状況としては、朗読ボランティアの協力をいただき、対面朗読の実施体制を整えております。また、障がいのある人向けの図書につきましては、大活字図書やLLブックの購入により充実を進め、読み上げ対応や音声等の電子書籍コンテンツの充実も図りました。

(市民図書館)

- (3) 法律第6条には、施策を実施するため必要な財政上の措置を講じなければならないと規定される。その措置について質問する。

- ①財政措置は、具体的にどのような措置が講じられているか。

令和4年度の厚生労働省予算では、視覚障がい者・聴覚障がい者等への情報・意思疎通支援を推進するため、読書環境の整備、手話通訳者をはじめとする意思疎通支援従事者の確保やICT機器の利用支援などの取り組みを促進するために、総額で5.6億円が計上されています。

(社会福祉課)

②法律制定後において、香芝市に行われた財政措置は、総額は幾らか。

視覚障がい者等が利用しやすい書籍の購入費については、令和元年度が111,052円、令和2年度は354,973円、令和3年度は126,399円です。また、視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍等につきましては、電子図書館運営費を含めて令和元年度は0円、令和2年度は18,958,714円、令和3年度は1,129,962円となっております。

(市民図書館)

③施策を実施するための、香芝市における財政計画を示されたい。

当事業の財政計画はございません。ただし、今後も障がいのあるかたの情報保障や意思疎通支援を推進する方向で予算措置を進めて参りたいと考えます。

(社会福祉課)

今後も引き続き、視覚等に障がいのある方が利用しやすい書籍等の充実を図っていくため、予算要求を行って参ります。

(市民図書館)

(4) 法律第8条には、地方公共団体の計画が規定される。その計画について質問する。

①法律第8条第1項の規定による、香芝市で策定された計画を示されたい。

現時点では特段の計画はございません。ただし、県の動向を見守りながら準拠した取り組みをして参りたいと考えます。なお、奈良県および県内他市においても同様の状況です。

(社会福祉課)

② 計画策定において、法律第2条第2項の、「あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」との規定に従った、視覚障害者等その他の関係者の意見は、聴衆されていると鑑みるが、その行為は行っているか。行っている場合は、具体的な聴衆回数、その聴衆年月日、その内容を示されたい。また、行っていない場合は、その理由を示されたい。

上記①のとおりです。

(社会福祉課)

③法律第8条第3項の規定に基づき、遅滞なく公表された行政文書を示されたい。

上記①のとおりです。

(社会福祉課)

(5) 法律第9条には、視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等が規定される。その取組について質問する。

①公立図書館等と点字図書館との連携を、具体的に示されたい。

利用者より要望のあった視覚障がい者等が利用しやすい書籍で、公立図書館に所蔵がない場合、当該書籍を点字図書館から借用し、利用者へ提供したり、LL版(わかりやすく読みやすい)利用案内を作成する際に、必要な情報を提供していただくことで連携しています。

(市民図書館)

②視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備は、どのような物があるか。

視覚障がい者等が利用しやすい書籍等の郵送による貸出や返却、対面朗読、拡大読書器や音声読書器等の読書支援機器の整備を行っております。

(市民図書館)

③香芝市の点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の量は、奈良県12市におけるその量の人口割指数の差異はどのようなものであるか示されたい。

香芝市に点字図書館はございません。奈良県内には、奈良県視覚障害者福祉センターがありますが、香芝市以外の市においても、点字図書館は設置されておられません。

なお、視覚障がい者等が利用しやすい書籍は、自館に所蔵がない書籍の場合、全国の公立図書館および点字図書館などから借用可能なものもあるため、必要とされる方には各図書館を経由して他館から取寄せて提供できます。そのため、12市での差異はないと考えております。

（市民図書館）

④公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供の充実は行われているか。

令和4年3月に、LL版（わかりやすく読みやすい）の図書館利用案内を作成し、図書館ホームページで公開いたしました。また、視覚障がい者等への図書館で実施しておりますサービスの案内も図書館のホームページに掲載しております。なお、市民図書館のホームページは読み上げに対応しておりますので、どちらも音声で聞くことができます。

また、電子図書館では、音声読み上げに対応したテキスト版サイトを設けております。電子書籍コンテンツにつきましては、特集コーナーで「耳で聞く本・音が出る本」という枠を設け、音声に対応した電子書籍コンテンツの紹介を行っております。今後は、利便性の向上を図るため、テキスト版サイトへのリンクのバナー設置を検討してまいります。

また、不定期ではありますが、広報かしばに市民図書館の障がい者サービスに関する記事を掲載しております。現状では視覚障がい者等へ直接お知らせする手段が他になく、電子図書館導入で状況が変化していますので、今後も積極的に活用して参りたいと考えております。

（市民図書館）

（6）法律第10条には、インターネットを利用したサービスの提供体制の強化が規定される。その取組について質問する。

①法律第10条第1項には、地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする」と規定される。そして同法 第1号には、著作権法第37条第2項及び第3項に規定により制作される特定電子書籍等のインターネットによる送信の情報提供は、どのように取組まれているか。

特段の取り組みはございません。市ホームページにおいても、市民図書館のホームページへのリンクを貼り、情報発信・周知に努めて参ります。

（社会福祉課）

市民図書館で障がい者サービスの利用登録をされた際に、窓口等で全国的なネットワーク（サピエ図書館）の案内をしております。また、市民図書館ホームページにサピエ図書館を管理している日本点字図書館のホームページへのリンクを貼っており、同館のホームページからサピエ図書館の利用が可能となっております。今後は、サピエ図書館のリンクを市民図書館ホームページに貼ることによるさらなる周知を図って参ります。

（市民図書館）

②これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援は、どのように取組まれるか示されたい。

現時点では、特段の取組みはございません。ただし、全国的なネットワーク（サビエ図書館）の施設・団体会員になることで、その会費が運営支援に繋がり、さらに特定電子書籍等のデータが利用可能になることで、利用者の利便性も向上するため、施設・団体会員の登録を検討してまいりたいと考えております。（市民図書館）

③視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館等と連携強化は、どのように行われているか示されたい。

視覚障がい者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供に関して、現状では、国立国会図書館との連携は行っておりません。今後は、国立国会図書館が提供されるサービスの中で、本市においての利用の可否を精査し、可能なものについては、サービス提供できる体制を整備してまいります。

（市民図書館）

(7) 香芝市には、点字プリンターがなぜ設置されていないか。

①行政事務を行うにおいて、視覚障害等の市民への情報伝達には、音声以外に点字文章による伝達は必要と考える。その場合、点字プリンターの設置は必須と考えるが、香芝市の見解を示されたい。

必須であると考えます。

（社会福祉課）

点字プリンターは市民図書館に1台設置しております。市民図書館では視覚障がい等の市民に対して、点字文章による情報伝達が必要と考えており、平成20年に障がい者サービスの拡充を目的として、障がい者サービス用機器類の贈呈事業により、受贈しました。用途については、点字図書の制作やプライベートサービス（蔵書としない資料の制作）、市内の団体等を対象とした点字出力サービスに活用できると考えております。

（市民図書館）

②「①」の質問に関し、必須と考えない場合、その理由を示されたい。

必須であると考えます。

（社会福祉課）

③視覚障害等の市民へのサービス向上を考慮した場合、香芝市における会議において、点字プリンター設置について過去に検討された内容はどのようなものがあるか、その経緯について示されたい。

障がいのあるかたへの福祉サービスの在り方につきましては、推進会議を開催し当事者のご意見をおうかがいしています。なお、点字も文字であり重要な情報伝達手段でございますので、視覚障がいのあるかた等の情報保障並びに意思疎通支援のさらなる推進を図るため、点字プリンター設置に向けて取り組んで参ります。（社会福祉課）

以上